【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月13日
【会社名】	アルピコホールディングス株式会社
【英訳名】	ALPICO HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　堀籠　義雄
【本店の所在の場所】	長野県松本市井川城２丁目１番１号
【電話番号】	0263-26-7100（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役　　若林　靖之
【最寄りの連絡場所】	長野県松本市井川城２丁目１番１号
【電話番号】	0263-26-7100（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役　　若林　靖之
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1 【提出理由】

当社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生致しましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号及び第19号の規定に基づき提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

平成25年11月13日

(2) 当該事象の内容

当社は、平成25年11月13日開催の当社取締役会において、新株予約権の行使請求に伴う新株式発行による当社普通株式の希薄化を防ぐことを目的とし、当社発行の第１回新株予約権について、以下のとおり取得し、消却することを決議致しました。

① 新株予約権の名称　アルピコホールディングス株式会社第１回新株予約権
② 取得日（予定）　平成25年12月20日（但し、当社が求めた場合、平成26年１月31日までの間で当社が別途書面により指定した日）
③ 新株予約権１個当たりの取得価格　285円
④ 取得する新株予約権の数　1,959,580個
⑤ 取得する新株予約権の取得価額の総額　558,480,300円
⑥ 消却する新株予約権の数　1,959,580個
⑦ 消却する日（予定）　平成25年12月20日（但し、当該新株予約権の全部又は一部の取得が平成25年12月21日以降の日となった場合には、各新株予約権を取得した日ごとに順次）

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、平成26年３月期会計年度（自平成25年４月１日　至平成26年３月31日）において、連結決算、単体決算に特別損失として自己新株予約権消却損558,480,300円を計上する予定であります。